

○中国地方整備局告示第百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十九日

中国地方整備局長 戸田 和彦

第1 起業者の名称 広島県

第2 事業の種類 県道尾道新市線改築工事(広島県尾道市原田町梶山田地内)

第3 起業地

1 収用の部分 広島県尾道市原田町梶山田字白埴及び字白埴山地内

2 使用の部分 広島県尾道市原田町梶山田字白埴及び字白埴山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、広島県尾道市美ノ郷町三成字平山地内から同市原田町梶山田字真野原地内までの延長4,830mの区間を全体計画区間とする「県道尾道新市線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

県道尾道新市線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により広島県知事が県道に認定した路線であり、広島県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることなどから、起業者である広島県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

**3 法第20条第3号の要件への適合性**

**(1) 得られる公共の利益**

本路線は、広島県東部に位置する広島県尾道市美ノ郷町三成字平山地内の一般国道184号との交差点を起点とし、同県福山市新市町大字相方地内の県道松永新市線との交差点を終点とする延長19.9kmの幹線道路である。

本路線のうち、尾道市原田町小原地区及び同市原田町梶山田地区（以下「原田町地域」という。）は、尾道市中心街から北方約10kmに位置する、世帯数約600、人口約1,400人（平成22年11月末現在）の中山間地の農村集落地域である。

本路線は、原田町住民の日常生活圏である尾道市役所等の公共施設が存する尾道市中心街と、原田町地域とを一般国道184号を經由して結ぶ唯一の生活道路であり、通勤や買い物などの日常生活及び経済活動においても重要な役割を担っている主要な幹線道路である。

しかしながら、本路線起点から尾道市原田町梶山田字真野原地内の県道下川辺尾道線との交差点までの延長4,830mの区間（以下「現道」という。）は、車道の幅員が3.2mと狭小な区間箇所や、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない屈曲部が50箇所もあることから、見通しが悪く、通行車両等の離合も困難な箇所があるなど、安全かつ円滑な交通を著しく阻害されている状況にある。

さらに、本路線の一部が小中学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道の整備もされていないことから、通学時間帯には特に交通弱者である児童、生徒が危険にさらされる状況にあるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況にある。

本事業が完成すれば、幅員狭小や線形不良の解消が図られ、道路構造令に定める基準を満たした良好な線形を有する2車線道路が整備されるとともに、歩道の設置により歩行者の安全な通行が確保されることから、地域の主要な幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。

なお、本事業が生活環境に及ぼす影響については、本事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気汚染、騒音及び振動について、環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が任意で実施した動植物に関する調査等によると、全体計画区間周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく動植物について、広島県環境県民局環境部自然環境課に照会を行った結果、種の保存法に定める希少動植物の存在は確認されていないが、「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成16年3月広島県発行、以下「広島県レッドデータブック」という。）に掲載されている準絶滅危惧のドンコ、ギフチョウの生息が過去に確認されているとの回答を得た。

この回答に基づき起業者が現地調査を行った結果、回答のあった準絶滅危惧種の生息は確認されなかったものの、広島県レッドデータブックに掲載されている準絶滅危惧のギンラン、チュウサギ及びトノサマガエルの生息が確認された。

このうち、ギンランについては本事業による直接改変区域内において生育が確認されているが、この種の生育に適した環境が周辺に見られることから、工事施工前に確認調査を行い、生育が確認された場合は、工事による影響を受けない環境類似区域に個体の移植を行い、保全措置を行うこととしている。

また、チュウサギ及びトノサマガエルについては、本事業による直接改変区域外で確認されており、本事業施行後も周辺には同様の生息環境が広く存在するこ

と、また、工事中は生息地への土砂及び濁水の流出を防止する対策を行うことから、本件事業による影響は軽微であると予測されている。

さらに、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小及び線形不良箇所等を解消し、安全かつ円滑な自動車交通と歩行者の安全な通行を確保することを目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートと比較については、現道拡幅及び一部バイパス案（以下「申請案」という。）と東側ルートバイパス案及び西側ルートバイパス案について検討が行われている。申請案と他案を比較すると、申請案は、現道拡幅を基本としており、工事期間中は片側通行などの交通規制が必要となるが、移転建物等を極力避けるように計画されており、現道と接続する土地の利便性の維持に優れていること、また、他のバイパス案と比ベトンネル区間がなく、長大法面も少ないため、技術的に高度な施工も必要とせず、施工性に優れ、総事業費が3案中最も廉価となるなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は主要幹線道路であるにもかかわらず、幅員狭小で線形不良箇所なども多く、歩道の整備もされていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、尾道市長から、本件事業の早期完成に強い要望が寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認

められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県尾道市役所